

<b>議 案 名</b>	<b>富士見市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定について</b>
<b>制 定 趣 旨</b>	学校給食センター調理業務等の委託化に伴い、富士見市学校給食センター設置条例第2条に定める職員に関する規定を改正するものです。
<b>制 定 内 容</b>	(1) 職員に関する規定の簡素化 (第2条) 学校給食センターに置く職員について「所長」「事務職員」「栄養士」「調理員」「運転手」「ボイラー手」と列挙していたものから「所長及び栄養士」「給食センターに必要な職員」へ簡素化。  (2) 第1条及び第3条の文言修正
<b>施 行 日</b>	第2条の改正規定 令和5年4月1日 第1条並びに第3条第1項及び第2項の改正規定 公布の日



2 運営委員会は、給食センターの運営に関する重要な事項について審議する。

3 (略)

2 運営委員会は、給食センター 運営に関する重要な事項について審議する。

3 (略)